

平成 8 年太白区での投票録記載ミスによる「持ち帰り票」増加について

1 概要

平成 8 年 10 月 20 日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所国民審査において、太白区の 2 か所の投票区で、投票録に誤って実際の投票者数より多く記入したことにより、投票者数が投票総数を大幅に上回ってしまったが、開票作業中に原因の特定ができなかったため、持ち帰り票等として開票の確定を行い、公表された。

後日、自治省（現総務省）等の指摘により、原因を調査した結果、集計ミスであったことが判明した。

2 原因

(1) 衆議院議員総選挙（小選挙区及び比例代表）での誤り

太白区第 3 投票区において、不在者投票者及び点字投票者を二重に集計したことにより、実際の投票者数より 150 人多く投票録に記入していた。

また、同区第 11 投票区においては、投票者数を算出するための基となる書類（計算書）から投票録に転記する際に、誤って投票者数を 100 人多く記入していた。

このことにより、実際の投票者総数より 250 人多い投票者総数を算出してしまったため、実際の持ち帰り票等は小選挙区が 7 票、比例代表が 24 票であったにも関わらず、小選挙区は 257 票、比例代表は 274 票が持ち帰り票等であると公表された。

(2) 最高裁判所裁判官国民審査での誤り

太白区第 3 投票区において、(1) と同様の理由により、実際の投票者数より 141 人多く投票録に記入していた。

また、同区第 11 投票区においても、(1) と同様の理由及び計算の誤り、誤って投票者数を 122 人多く記入していた。

このことにより、実際の投票者総数より 263 人多い投票者総数を算出してしまったため、実際の持ち帰り票等は 284 票であったにも関わらず、547 票が持ち帰り票等であると公表された。

選 区	挙 分	公 表 さ れ た 持 ち 帰 り 票 等	誤集計した投票者数		実 際 の 持 ち 帰 り 票 等
			第 3 投 票 区	第 11 投 票 区	
衆議院議員 総 選 挙	小選挙区	257 票	150 人	100 人	7 票
	比例代表	274 票	150 人	100 人	24 票
最高裁判所国民審査		547 票	141 人	122 人	284 票